

補助金等取扱基準

補助金等の名称	私立保育所運営費補助金
補助事業等の 目 標	私立保育所への運営費の一部を補助することにより経営の安定を図り、児童福祉の向上に資する。
補助事業等の 対 象 者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を設置している者
補助対象経費	私立保育所の運営に要する費用
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 1施設あたり年額250,000円 (2) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）に基づく公定価格単価表の処遇改善加算額（加算率1）に各月初日の諏訪市が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定を行った小学校就学前子どもの数を乗じた額
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	諏訪市私立保育所運営費補助金交付申請書、諏訪市私立保育所運営費補助金実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	昭和57年以前
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】
	私立保育所の安定的な運営を補助するため。
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	1 補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市私立保育所運営費補助金交付申請書（様式第2号-1）を市長に提出しなければならない。 2 補助金の交付を受けた者は、事業終了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市私立保育所運営費補助金実績報告書（様式第5号-1） (2) 初日児童数と私立保育所の運営状況がわかる資料
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 こども未来部 次世代育成課 保育係

令和 6年 3月15日 一部改正 (令和 6年 4月 1日 施行)
令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)